

# 岐阜県公報

## 目 次

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (地域課) 一三七

### 告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定  
指定医療機関の廃止の届出 (地域福祉国保課) 一三八  
指定医療機関の名称等の変更の届出 (同) 一三八  
道路の区域変更 (道路維持課) 一三九  
道路の供用開始 (同) 一四〇

### 訓 令 甲

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令 (広報課) 一四一

### 公 示

平成二十四年度技能検定(前期及び随時)の実施 (労働雇用課) 一四一  
公共測量の実施 (用地課) 一四五  
各務原都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 一四五  
羽島都市計画の図書の縦覧 (同) 一四五  
岐阜都市計画道路事業の周知 (街路公園課) 一四五  
平成二十四年度岐阜県警察官A採用試験の実施 (人事委員会) 一四六

## 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜中の部鏡島同の項中「鏡島同」を「西岐阜

同 市西庄二丁目」に、「香蘭二丁目」を「香蘭二・三丁目」に改め、同表岐阜

北の部則武同の項中「鷺山新町」の下に、「鷺山北町」を、「下土居」の下に、「下土

居一〜三丁目」を加え、同表各務原の部稲羽西同の項中「稲羽西同」を「稲羽同

に改め、同表蘭の部署所在地同の項中「小瀬」の下に、「小瀬長池町」を加え、同表恵

那の部駅前同の項中「長島町正家」の下に、「長島町正家一〜三丁目」を、「長島町中

野」の下に、「長島町中野一〜三丁目」を加える。

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二千三百二十五号  
平成二十四年三月二日  
(金曜日)

告示

岐阜県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	指定年月日
おしこし接骨院		中村 政樹	養老郡養老町石畑二〇三	平成三・八・三
クローバー針灸接骨院		纈纈 善宣	羽島郡岐南町八剣一二四	平成三・一〇・三
はつね接骨院		金子 嵩弘	郡上市八幡町初音一七	平成三・二・四
とくだ整骨院		徳田 安宏	各務原市蘇原吉野町二八五一	平成三・二・三
らいふマツサージ治療院 高山店		山本 一廣	高山市片野町六一六七	平成三・二・六
大三接骨院		浅井 大三	多治見市坂上町八二	平成三・二・一〇
らいふマツサージ治療院 大垣店		鈴木 雅信	大垣市波須一 一三五 リバーサイド水都一 〇六	平成四・一・一
らいふマツサージ治療院		桐山 慎一	大垣市波須一 一三五 リバーサイド水都一	同

療院 大垣店

〇六

らいふマツサージ治療院 大垣店

小寺 雅和

大垣市波須一 一三五  
リバーサイド水都一 〇六  
同

日下部接骨院 日下部 正樹

高山市松之木町二九二六  
平成四・一・三

岐阜県告示第八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開設者	所在地	廃止年月日
ゆりりマツサージ治療院		宮武 和代	養老郡養老町養老二二四	平成三・二・一〇

岐阜県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施設機関から当該施設機関の名称等を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとさ

れた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開 設 者 所 在 地 変 更 年 月 日

はりの楽や 田中 克弘 新 高山市片野町二五  
旧 高山市片野町一七 平成三・九・二五

〇九

岐阜県告示第九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類
路線名	路線名	路線名	路線名	路線名
区 間	区 間	区 間	区 間	区 間
別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区
敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）
延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考

岐阜県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類	道路の種類
路線名	路線名	路線名	路線名	路線名
区 間	区 間	区 間	区 間	区 間
別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区	別前変区域 後更区
敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）	敷地の幅 員（メートル）
延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）	延 長 員（メートル）
備 考	備 考	備 考	備 考	備 考

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域	敷地の幅	延長	備考
垂川合線	不破郡垂井町岩手字宮ノ井一四五番三地先から同郡同町同字谷一〇四一番地一地先まで	後	前	別前後	員(メートル)	延(メートル)	
		六〇〇	五五〇		二五〇	六七五	
		三〇〇				六七五	

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
高町山方線	高山市上野町六七番三地先から同市同町六七二番地先まで			(メートル)	の期日	決定又は変更の告示年月日(ほか)
				三〇〇	平成二四・三・二	平成二・八・三
					平成二四・三・二	平成二四・三・二

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
垂川合線	不破郡垂井町岩手字宮ノ井一四五番三地先から同郡同町同字谷一〇四一番一地先まで			(メートル)	の期日	決定又は変更の告示年月日(ほか)
				六七五	平成二四・三・二	平成二四・三・二
					平成二四・三・二	平成二四・三・二

岐阜県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長	供用開始	備考
赤柳坂瀬線	安八郡神戸町大字中沢字宮跡一六〇番一地先から同郡同町大字同字同			(メートル)	の期日	決定又は変更の告示年月日(ほか)
				八三〇	平成二四・三・二	平成三三・七・三〇
					平成二四・三・二	平成三三・七・三〇

一五九番地先まで

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁 中 一 般  
各 振 興 局  
各 振 興 局 の 事 務 所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「定める様式」を「別に定めるところ」に、「毎年二月末日までに広報課長に提出」を「広報課長が定める期日までに報告」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「定める様式」を「別に定めるところ」に、「関係書類を添え、広報しようとする月の前々月の一日までに広報課長に提出」を「より、広報課長が定める期日までに報告」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

公 示

平成二十四年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十四年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施します。職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級、基礎一級及び基礎二級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 前期実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、ボール盤作業、数値制御ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業、超硬刃物研削作業）、ダイカスト（ホットチャンダイカスト作業、コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業、

木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業、インフレーション成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業、石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、塗装(金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

3 単一等級

製麺(手延べ干し麺製造作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドメーカー工事作業、加熱ペイントマシンメーカー工事作業)、塗料調色(調色作業)、産業洗浄(高圧洗浄作業)

三 随時実施する検定職種及び等級区分

1 随時三級、基礎一級及び基礎二級

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハン

マ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業、コールドチャンネルダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 随時三級

機械加工(普通旋盤作業)

3 基礎一級及び基礎二級

機械加工(旋盤作業)

注 随時実施の三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基

礎二級に合格した者に限り受けることができます。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

平成二十四年六月四日(月)から平成二十四年九月九日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

平成二十四年七月二十二日(日)に実施する職種

ア 三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾

平成二十四年八月十九日(日)に実施する職種

ア 一級、二級及び三級

金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

ウ 単一等級

産業洗浄、製麺

平成二十四年八月二十六日(日)に実施する職種

ア 一級及び二級

機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ

平成二十四年八月二十九日(水)に実施する職種

ア 一級、二級及び三級

写真

平成二十四年九月二日(日)に実施する職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装、フラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工、塗料調色

2 随時

実技試験及び学科試験は、平成二十四年四月一日(日)から平成二十五年三月三十一日(日)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛送付します(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。)

前期試験の問題の公表は、平成二十四年五月二十八日(月)から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

県が指定する技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書

面の写し

四に定める手数料

実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

県が指定する技能検定受検申請書

四に定める手数料

2 提出先

〒五〇二〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内  
岐阜県職業能力開発協会（電話 〇五八 二三三 四七七七）

3 受付期間

(一) 前期

平成二十四年四月九日（月）から平成二十四年四月十八日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しても可）を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けません。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けません。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十四年七月二十二日（日）に学科試験を実施する職種に関しては平成二十四年八月二十四日（金）、その他の職種に関し

ては平成二十四年九月二十八日（金）付けで岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十四年七月二十二日（日）に学科試験を実施する職種に関しては平成二十四年八月二十四日（金）、その他の職種に関しては平成二十四年九月二十八日（金）付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書の交付

三級、基礎一級及び基礎二級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

十 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二一九）

4 提供を受けるために必要な書類等

(一) 受検票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十一 その他

技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二 一一一一 内線三二二八）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三 四七七七）までお問い合わせください。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年三月一日から

同 年四月二十七日まで

四 作業地域

美濃加茂市蜂屋町

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

各務原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

羽島都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

羽島都市計画地区計画 狐六第 4 1 地区地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

岐阜都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、岐阜都市計  
画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画道路事業

三・三・一四号 新所平島線

二 施行者の名称

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

平成二十四年度岐阜県警察官 A 採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平  
成二十四年度岐阜県警察官 A 採用試験を次のとおり実施します。

平成二十四年三月二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

警察官採用試験	試験名	試験区分	採用予定人員
	警察官 A (男性)	警察官 A (男性)	五十人程度
	警察官 A (男性)		七十五人程度

警察官 A (女性) 十人程度

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、  
交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受 験 資 格
警察官 A (男性)	平成二十四年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げ るもの 一 平成二十四年四月一日における年齢が三十一歳未満で、 大学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める 者
警察官 A (男性)	次に掲げる者 一 平成二十四年四月一日における年齢が三十一歳未満で、 大学を卒業した者又は平成二十五年三月までに卒業する見 込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める 者
警察官 A (女性)	次に掲げる者 一 平成二十四年四月一日における年齢が三十一歳未満で、 大学を卒業した者又は平成二十五年三月までに卒業する見 込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める 者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 日本の国籍を有しない者
  - 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな  
くなるまでの者
  - 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過し  
ない者
  - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力  
で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に  
虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表
- 1 第一次試験

検査項目	警察官A (男性)	警察官A (女性)
	警察官A (男性)	警察官A (女性)
身長	一六センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。
体重	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。

(一) 日時及び場所  
平成二十四年五月十三日(日)午前八時三十分から 岐阜市において行います。

(二) 方法  
教養試験

大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分(にわたって)行います。

作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成二十四年五月二十一日(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十四年六月上旬から七月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

胸囲	七八センチメートル以上であること。
視力	両眼とも裸眼視力が・六以上又は矯正視力が一・以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

体力検査

敏しよ性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十四年七月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ。)に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官A (男性)が平成二十四年十月一日、警察官A (男性)及び警察官A (女性)が平成二十五年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用され

るとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くことになります。

六 給与等

平成二十四年度新規採用者の初任給は、大学卒業者で二十万八千八百円が支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県では、愛知県の依頼を受け、大学卒業者又は大学卒業見込み者を対象とする警察官A（男性）採用共同試験を実施しています。

愛知県の警察官を志望する場合は、愛知県を第一志望又は第二志望先に選択し、岐阜県で実施する警察官A（男性）又は警察官A（男性）採用試験を受験できます。

ただし、愛知県を第一志望先とした場合は、岐阜県を第二志望先にするにはできません。

なお、愛知県は、岐阜県と「三 受験資格」の年齢（愛知県は昭和五十七年四月二日以降に生まれた者）並びに「六 給与等」において異なっています。また、愛知県の採用予定人員は若干人で、採用予定日は平成二十五年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-police/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官A（男性）受験」又は「警察官A（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛に郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十四年四月四日（水）から四月二十日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、四月二十日までの消印があるものに限って受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一一一 一一 内線三三五六、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。